

令和3年9月1日

1. 出席議員

1番	中島	信二
2番	高山	正信
3番	青木	勉
4番	川口	堅志
5番	橋本	正敏
6番	田中	栄一
7番	堤	康幸
8番	高橋	信広
10番	牛島	孝之
11番	萩尾	洋

12番	服部	良一
13番	大坪	久美子
14番	寺尾	高良
15番	栗原	吉平
16番	三角	真弓
17番	森	茂生
18番	栗山	徹雄
20番	川口	誠二
21番	松崎	辰義
22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局長補佐	檀	公彦
事務局参事補佐兼次長	高山	康博
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	松 尾 一 秋
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	橋 本 妙 子
建設経済部長	山 口 英 二
教 育 部 長	原 信 也
総 務 課 長	秋 山 勲
人 事 課 長	牛 島 新 五
財 政 課 長	田 中 和 己
企画政策課長	馬 場 浩 義
定住対策課長	高 巢 雅 彦
観光振興課長	荒 川 真 美
商工振興課長	山 口 幸 彦
企業誘致課長	橋 本 秀 樹
市 民 課 長	野 田 勝 広
健康推進課長	坂 田 智 子
介護長寿課長	平 武 文
林業振興課長	若 杉 信 嘉
上下水道局長	原 寿 之
文化振興課長	鵜 木 英 希
会計管理者兼会計課長	溝 尻 安寿子
矢 部 支 所 長	月 足 和 憲
星 野 支 所 長	森 松 和 久

議 事 日 程 第 4 号

令和3年9月1日（水） 開議 午前10時

日 程

第 1 議案審議

- ・質 疑（委員会付託）
- ・討 論
- ・採 決

第 2 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

第 1 議案審議

報告第8号 専決処分について（事故による損害賠償）

報告第9号 株式会社クリエイトやべの令和2年度決算及び令和3年度事業の計画の報告について

報告第10号 一般財団法人星のふるさとの令和2年度決算及び令和3年度事業の計画の報告について

報告第11号 一般財団法人秘境柚の里の令和2年度決算及び令和3年度事業の計画の報告について

報告第12号 一般財団法人FM八女の令和2年度決算及び令和3年度事業の計画の報告について

報告第13号 令和2年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第14号 令和2年度八女市水道事業会計予算超過支出の報告について

議案第42号 八女市個人情報保護条例及び八女市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 八女市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 八女市健康増進施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 八女市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 八女市過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第47号 令和2年度八女市水道事業会計決算剰余金の処分について

議案第48号 令和2年度八女市下水道事業会計決算剰余金の処分について

議案第49号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第5号）

議案第50号 令和3年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 令和3年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）

認定第1号 令和2年度八女市各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和2年度八女市水道事業会計決算認定について

認定第3号 令和2年度八女市下水道事業会計決算認定について

第2 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日からの議案審議、よろしくお願い申し上げます。

お知らせいたします。議案質疑表、高橋信広議員及び森茂生議員要求の議案質疑資料及び委員会・分科会日程表をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第1．議案審議を行います。

報告第8号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

このことについては毎議会ごとに聞いております。職員に対する交通安全講習をするということや、答弁として聞いておりますが、担当副市長いかがですか。議会ごとに出てきますけれども、要するに、研修はあっていると思いますけれども、その研修が生かされていないのかなと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、この交通事故に関しましては度重なる部分で、市民の皆様を含めまして皆さん方に大変御迷惑をおかけしていると深く反省しているところでございます。

研修等は毎回答弁のときに御説明申し上げますとおり、しっかり行っているつもりでございますけれども、つい個人の気の緩み等がまだ発生しておるという、ちょっと悲しい状態と

うか、私たちも本当に遺憾に思っているところです。

この件に関しましては、日々、事あるごとに職員の注意喚起をやって、そういう気の緩みがないよう、しっかりしていくことを根気強くやるしかないのかなと思っております。御指摘は重々理解しております。職員にはさらに徹底して、そういった注意意識の喚起と気の緩みがないよう、研修とは別に伝えていきたいと考えております。

○10番（牛島孝之君）

以前も何度かお願いをしましたけれども、車両については前方に何かあればストップするようなやつが今ほとんどの車についておると思います。特に公用車については、やっぱりそういうのをつけるべきじゃないのかと思いますけれども、その予算化についてはどう考えますか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

議員がおっしゃっている装置につきましては、今後、十分費用対効果等を考えていきたいと思いますが、今ドライブレコーダーのほうもかなり、三百数十台ほど公用車がございますが、約100台程度に装置をつけまして、それで抑止力を高めていることもございますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○10番（牛島孝之君）

どうせしていただくなら全ての車両に同時につけると。注意も必要ですけれども、やっぱり相手もあることですので、こちらが注意しても向こうからぶつかってくるとか、そういうこともあると思いますので、そういう予算については順次じゃなくて一括でと今後はどこかで考えていただきたいと思います。

終わります。

○12番（服部良一君）

6月定例会の折にも言いましたが、資料の提出に関して、相手方のナンバーとかは写ったらいかんと思いますので、接触部分について写真等をつけてくれというのをお願いしとったんですが、これはやっぱりできないんですかね。

○総務課長（秋山 勲君）

6月議会で御指摘いただきまして、執行部内部で検討いたしました。それで、写真等につきましては、車両の一部でありまして被害者のプライバシーの問題等がございますので、写真等の掲載については見送らせていただいたところでございます。

なお、資料の中に被害状況ということで、車両の破損部分について具体的に部品等を含めて記載しておりますので、この部分が破損したということで説明をさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○12番（服部良一君）

被害者のプライバシーというか、その接触部分だけだから分からんとは思いますがね。そういう判断でつけられないということであればそうかもしれませんが、金額が小さいときには、それはまあこの図面でもいいかもしれませんが、これから先のことを考えて、人が関係する、あるいは大きなお金が動くということになれば、提出できませんじゃこれはちょっと、ひょっとするとおかしい話になるかもしれません。それはさておいて、できるだけそのことについては、つけられる範囲はつけてほしいと思います。

それで、この図面を見て私が思うのは、それは事故はあっちゃいけません。しかし、この職員さんに過失はこれだけあるのかなと思います。というのが、相手さん方はバックしてきよるわけでしょう。しかも、この車両の後部ですよ。自分たちの運転しよる経験ば考えてください。通過していきよるのに、自分の車の後ろにバックした車がぶつかってくるというのに、過失の量が多過ぎりやせんですか、これは。保険屋さんがこげんしとっとかもしれませんけど、ちょっと私はこれはおかしいかなと思いましたよ。

報告ですから、あまり深く掘り下げるわけじゃありませんけど、これから先のことも考えるならば、この図面でこの過失は私はおかしいと思います。どうですか。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

今回の事故につきましては、公用車の駐車場で起こった事故でございまして、普通の公道とかそこら辺で、交差点とかで起こった事故ではなかったということで、保険屋さん同士で協議をされた結果に基づいて5対5となったということで伺っていますので、よろしくお願いします。

○12番（服部良一君）

公用車で一般道じゃなかったという話ですけど、例えば、自家用車でこの事故が起きてんですか。五分五分で腹の立たんですか。私はおかしいかなと思いますよ。もし自分の車で後ろにぶつけられたと。しかもバックしてきよっとに。そして、五分五分で手を打ちましょと、私はそれは何となくおかしく思います。あくまでもこれから先のことも考えながらの参考です。それはちょっと——今から先、こんな柔らかな過失判断しよったら、ちょっと私はこれから先の事故、あっちゃいかんですけど、おかしい話になってきやせんですか。ですから、私は写真とかばつけなさいと言ひよとです。いかがですかね、この五分五分に関してはおたくらもおかしな思わんですか。おかしい思わんですか。

○財政課長（田中和己君）

今回の事故につきましては、双方に、相手方にとっては後退するときの確認がちゃんとできていなかったとか、あと公用車の運転手につきましては前方の不注意ということが争点に

されてあるみたいなので、これはあくまでも保険屋さん同士で協議して決まったことでございましたので、こういった結果になっております。

○12番（服部良一君）

これから先のことは、こういうことがあっちゃいかんから言いよるわけですので、判断で写真をつけられませんかなんとかじゃなくて、接触部分はこうだったというのははっきりしとったほうが私は今後のためになると思います。

以上です。

○11番（萩尾 洋君）

これは北側庁舎のガレージですよ。

○財政課長（田中和己君）

公用車駐車場として今使用の賃貸借契約に基づいてお借りしているところでございまして、本庁舎から申し上げますと、県道の旧国道442号をまたいで北側のほうになりますので、そちらのほうに公用車駐車場として今お借りしている部分の中で起こった事故でございます。

○11番（萩尾 洋君）

公用車ガレージに一般車が停めてもいいんですか。

○財政課長（田中和己君）

今回のガレージですが、図面で申し上げますと下のガレージですね、こちらにつきましては、うちが借りている敷地には入っておりませんので、こちらの部分については一般の方が駐車をされているような状況です。お借りしてある方がですね。

以上です。

○11番（萩尾 洋君）

先ほども服部議員が言いましたけど、これは相手方は後方不注意。公用車は前方不注意には入らんのではないですか。通過しようとしたとき、どどっと下がってきて公用車の後部に当たったわけでしょう。前方不注意なら相手方の後部と公用車の前部じゃないですか。どうも捉え方がおかしいと思いますけど。

○議長（角田恵一君）

答弁は要りますか。

○財政課長（田中和己君）

先ほども申し上げましたとおり、今回の事故は双方に過失があったということでございましたので、このような結果になっておりますので、よろしく願います。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第9号 株式会社クリエイトやべの令和2年度決算及び令和3年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○8番（高橋信広君）

今回、この事業報告書の中に役員・社員数と初めて出ておりますので、ちょっとこの件でお聞きしたいと思います。

役員の方が代表取締役を含めて10名と、それから社員が7名、少し頭でっかちとなっておりますけど、特に取締役7名の必要性というか、これについて理由をお聞かせいただけますか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

取締役の必要性につきましては、確かに定款のほうではないということとなっております。クリエイトやべにつきましては、出資者が市及び公共的団体です。JAとか森林組合、商工会になっておりまして、その理事さんあたりを含めた役員体制でやっております。

現状といたしましては社員が7名ということで、社員につきましては設立当初からいきますと徐々に減少している部分ではありますけれども、当初からの流れの中で、役員さんのほうはそのままの状態、代表取締役及び監査役を含めて10名ということで、流れ的にはこのままの状態、総会のほうでもなっておりますので、実質多いんじゃないかという御印象はあるかと思いますが、今後、クリエイトやべをさらに営業活動を含めた様々な部分で活性化していくために取締役、役員さんの御意見をいただきながらしている状態でございます。

○8番（高橋信広君）

ということは、取締役の方々は実際の業務には当たらずに、いろいろアドバイスをされる役割と認識しておけばいいわけですね。

それで、ここの損益計算書、この方々の役員報酬はないんですよね。これは無報酬でやられておるのか、それともこの給与の中に一部入っているのか、何らかの形で反映されているのか、これについてお答えいただけますか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

役員報酬及び取締役の報酬及び監査役の報酬等につきましては、もちろん定款のほうで、株主総会の議決によって報酬等につきましては決めるということになっております。

会社概要に書いておりますが、設立が平成11年、旧矢部村の頃の設立になりまして、その当時の取締役会のほうで、当面いろいろ会社上の利益等々もありますので、そこら辺を考慮して、総会のほうで無報酬ということで決められていると聞いております。

そういったことで、経営が安定すれば確かに役員報酬とかは出すべきところではございますが、現状としては経営も利益が上がったり、年によっては損失が出たりということになっておりますので、役員さん方の配慮の中で役員報酬がないというところであっておりますが、費用弁償については会議があるごとに払っているところでございます。

○８番（高橋信広君）

この事業については、非常に貴重な、重要な仕事と思っていますので、これから成長していただくために、役員報酬ということも少し議題にさせていただいて、せっかくやっていただくには報酬をつけていただくような組織になっていただきたいなと思っています。

現状は赤字がたまには出ますけど、黒字でいっていますので、ただ、いろいろと外からの収入——自立はされていませんけど、そういう中で、できたら報酬というところをぜひ検討していただければということで、これは要望しておきます。

そういう意味で、いずれにしろ、この矢部の森林に対しての、非常に、なかなかやりたくない事業でございますので、大変貴重な事業と、会社と思っていますので、ぜひこれからも行政としては支援をよろしく願いして、質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人については、毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第10号 一般財団法人星のふるさとの令和2年度決算及び令和3年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人については、毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第11号 一般財団法人秘境柚の里の令和2年度決算及び令和3年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○８番（高橋信広君）

先ほどの人件費のことになりますけど、収支予算書の中で役員が14名、従業員6名、こう

いう中での人件費なんですけど、これは少しフォームが変わっていますが、給与所得16,450千円ですか、これは役員の報酬というところ、ここは加味されていますか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

先ほどと同様に役員報酬というのはございません。ただ、当日参加された理事会等での参加での報酬、こちらのほうについては1日出られた分を支払うような形になっております。

○8番（高橋信広君）

2つありますよね、事務費と管理費と給料手当、これはどういう切り分けというか、配分の仕方ですが。

○観光振興課長（荒川真美君）

これにつきましては、事業費分の給料と管理費分の給料と分かれているという御指摘でございますよね。

管理費につきましては、公園全体を管理する事務局長の給料並びにそこを管理する総務部の給料になっております。

また、事業費につきましては、これはあそこで陶芸教室等の事業をされる方の給料、パート賃金が入っているところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

一番聞きたいのは、今回新たにアンテナショップ八女本舗との事業というのが組まれております。これは今年度ですね。八女本舗のほうはたしかリニューアルの計画もあると聞いています。そういう中で、具体的にどのような取組を考えておられるのか、これについて御説明いただけますか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

議員御指摘の分につきましては、令和3年度の予算並びに計画の中に金額が入っているところだと思われます。

アンテナショップにつきましては、現在7年以上たっておりまして、今野菜を売っている商店というところ、もう一つは観光とかPRとか、そういう事業を担うという点で運営はしてきているものの、やはり備品等の老朽化も進んでおります。それで、今年度につきましては、観光庁の補助事業並びに宿泊税等を活用したリニューアルの計画を今年度末までに予定をしているところでございます。このリニューアルにつきましては、先ほどのお野菜だけの販売ではなく、観光事業PRというところを言っておりましたが、やはり八女の特産品である果物とか野菜を使った加工品、現在取り組んでおりますのは、べんがら村のクラフトビー

ルであるとか、もちろん八女茶とか、そういうところを中心とした販売のツールをつくっていきたいと考えておるところでございます。

大体毎年1億円ほどの売上げがあっているアンテナショップではございますが、酒販の免許を取りながら運営をするということで、今回、杣の里のほうに運営を委任して実施する予定でございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

改装の後、運営方法とか、その後は今後ということだと思いますので、これについては今日は質問を控えておきますので、新たなアンテナショップに非常に期待しておりますので、ぜひよろしくお願いして、質問を終わります。

○10番（牛島孝之君）

令和3年度事業計画ということでお聞きします。

収支予算書、当年度、前年度比較で事業収益増の109,540千円、非常に増えております。この事業収入の基礎、基本、何をもってこれだけの金額を事業収益としてプラスされたのか、前年度に比べてですね。お答えください。

○観光振興課長（荒川真美君）

1億円強、これは105,000千円自体をアンテナショップの売上げを入れております。

アンテナショップにつきましては、先ほどちょっとお話ししましたが、毎年収益を上げておる中で、前年度はコロナで減ったものの、その前の年は100,908千円、令和2年度についても約97,000千円、これだけの収益が上がっているところです。今年度より杣の里のほうに事業を移管することによって、収入として金額を上げておる分でこれだけの収入があつておるところです。

ちなみに、これは仕入れた金額が105,000千円ということでございますので、これに伴う収益については大体約25%、27,000千円ぐらいを計上しているところでございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

このアンテナショップはどのくらいの方が出店されているのか。

○観光振興課長（荒川真美君）

令和2年度3月末現在で168名の方が会員でいらっしゃいます。たくさん出される方もいらっしゃいますし、年に一、二度という方もいらっしゃいますが、大体月、コンスタントに130名前後の方が農産物並びに加工品のほうを出されているような状況です。

以上です。

○16番（三角真弓君）

今度はそれを拡充されていく中で、出される方の人数ということもまた広げていかれるんですか。

○観光振興課長（荒川真美君）

議員御指摘のとおり、新たな出荷者に呼びかけをすとか、そういう取組は柚の里、財団のほうで進めていくということで今打合せをしている途中でございます。

○16番（三角真弓君）

1点だけ最後に。要するに、矢部村を出発されて、ずっとこう回って商品、品物を持ってアンテナショップまで行かれていますと思うんですね。その委託の費用というのはどのくらいですか。ちょっと分からないので。

○観光振興課長（荒川真美君）

お手元に配付しております令和3年度の収支予算書を参照していただくと、今配送ということだったんですが、経常費用の事業費の中に委託料という項目がございます。この金額で約8,156千円というのが出ておりますが、このうちの7,649,300円が運送に伴うトラックの費用となります。これは大体月525千円に8%を掛けた数を12か月ですね、それプラスアルファ高速の片道料金を入れたものを計上しているところでございます。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人については、毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第12号 一般財団法人FM八女の令和2年度決算及び令和3年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人については、毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第13号 令和2年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告されるものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第14号 令和2年度八女市水道事業会計予算超過支出の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方公営企業法第24条第3項の規定により報告されるものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第42号 八女市個人情報保護条例及び八女市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号 八女市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（松崎辰義君）

まずこの中で、地方公共団体情報システム機構からの委託による徴収に変わると述べられております。こう変わることで市民にどう影響があるのか。それから、地方公共団体情報システム機構というものがどういうものなのか、説明をお願いします。

○市民課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

今回出しております手数料800円削除の改正につきましては、大本であります番号法と言われる法律が変わったことによる改正でございます、その辺のところを説明をさせていただきます。

マイナンバーカードの発行についてですけれども、これまでの法律では、市町村長は地方公共団体情報システム機構にカードの作成及び発送を行わせることができとなっております。カードの再発行に伴う手数料については、各市町村の手数料条例により1枚800円を徴収しておりましたが、今回の番号法の改正で機構がマイナンバーカードを発行するものとするとはっきりと明記をされ、再発行手数料の徴収については、機構は市町村長に委託することができることと改正をされたことにより、改正後も市町村は引き続き再発行手数料を徴収するものの、条例に基づいた徴収から委託契約に基づいた徴収へと位置づけが変わることにより、手数料条例のこの部分を削る必要が生じるものでございまして、住民の皆様からすれば、これまでと何も変わらない改正でございます。

それから、地方公共団体情報システム機構ですけれども、こちらにつきましては国の委任を受けて全国のマイナンバーカードを取り扱っている組織でございます。

○21番（松崎辰義君）

マイナンバーカードの取扱いをやっている組織であって、市民にとっては、今まで市がやっていたものを委託になるから、やること自体は一緒なんだけれども、委託になるから条例を外す必要があるということで、何ら変わりはないということですね。

それから、一番心配するのは、いわゆる情報漏えい、我々の中でも本当にそういう問題が一番心配される場所ですが、今まではマイナンバーカードの中身というのも個人的な情報が幾つかしか入っていませんでしたので——それも漏れることは当然大変ですけれども、それほど大きな問題ではなかったんだけど、今回見ますと、納税証明、所得証明、所得課税証明がコンビニから交付される。カード詐欺も含めていろんなものがありますけれども、こういった問題、いわゆるカード詐欺みたいな問題で、こういう証明書が漏れるというか、漏えいする、こういった危険性、いわゆるセキュリティーの関係はどのようになっているのか、万全なのか、その点をお伺いします。

○市民課長（野田勝広君）

マイナンバーカードには右下のほうにＩＣチップが組み込まれております。そのＩＣチップの中にそれぞれの情報が入っているということではなくて、いろんな情報が入っているところにアクセスするためのＩＣチップでございまして、そのものに情報が入っているわけではございません。ですから、例えば、カードの盗難に遭ったりとか落とされたりしても、直接情報が漏れる心配はございません。

それと、例えば、外部からＩＣチップのいろんな情報を取り出そうとしたときに、ＩＣチップ自体がその時点で壊れるような設計になっておりますので、セキュリティー面に関しては私は万全だと思っております。

また、セキュリティー機能評価の国際標準でありますＩＳＯも取得しておりますので、こちらのほうもよろしくお願いいたします。

○21番（松崎辰義君）

ＩＣチップの内容は私も詳しくは知りませんが、ＩＣチップそのものだけじゃなくて、その中で幾つかに分かれてそこから情報を取り出していく、また、よそから下手なアクセスをするなら内容が壊れていくということで、今のところといいますか、こういう問題というのは本当に詐欺事件といたちごっこのようなところがありますので、今のところこのＩＣチップを用いることによって、よそからのアクセス、それから、こういった証明の不正入手というのはほぼできないと考えてよろしいでしょうか。

○市民課長（野田勝広君）

私たちもそのように考えております。

それと、心配なのは、マイナンバーを扱う職員の人的ミスといいますか、そういったことは心配されることがありますので、それにつきましては管理職も含めて年１回の研修を受けるように義務づけをされておりますので、そちらのほうで私たちは大丈夫だと思っております。

○21番（松崎辰義君）

大体分かりました。

ちなみに、今マイナンバーカードの市民の取得率といいますか、どれほどになっているのか、お願いします。

○市民課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

８月末現在の数字がまだ出ておりませんので、７月末で申し上げます。36.56%でございます。

○21番（松崎辰義君）

その数字は市民課長としてはどのようにお考えですか。大体順調なのか、まだまだ足りないと、広めねばならないと、じゃ、広めるためにはどうしなければならないか、そういった部分はどのようにお考えか、お願いします。

○市民課長（野田勝広君）

マイナンバーカードにつきましては、昨年4月の機構改革で市民課の中に係をつくっていただきました。その時点の数字が10.89%でございまして、これは福岡県下で47位でございました。それから1年ちょっとたちましたけれども、7月末現在が先ほど申しました数字でありまして、福岡県下でも16位まで順位を上げてきております。確かに、上を見ますと70%を超えているような市町村も全国にはありますので、私たちもまだまだこれに満足せず取得の作業を行っていきたいと思いますが、今どうしてもコロナの関係で、なかなかアウトリーチによる申請ができにくい状況でありますけれども、コロナの状況を見ながら、行政区であるとか、いろんな市民団体であるとか、そういうところにこちらのほうからアウトリーチによる申請受付ということで、積極的に受付を行っていきたいと考えております。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号 八女市健康増進施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

事業のほうに入っております(4)の醸造体験に関すること、たしか新聞に載っておったと思います。ブルワリーということで、フルーツビールとか、そういう名称で載っております。そのことでお聞きしますけれども、使用料の関係、利用料金ですね、これが以前は、入湯料が1日200円以上800円以内、これが1日当たり800円ということで決まっておるようですが、以前は8時以降に入ると安くなるということで、8時まで待って行かれた方も大分おられたようです。今後は1日800円、これはもうそういう割引とかはないわけですか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

この800円という金額は、実はこれは限度額ということで、一番お金を出さんといかん金額が800円となります。この金額につきましては、グリーンピア八女並びに池の山荘、こちらにも限度額800円ということで条例をつくっておりましたので、それに合わせました。

あと、議員の御質問の内容であります割引ですね、多分減免であるとか免除の分だと思うんですが、これにつきましては、3月までは70歳以上が400円という形で出していたかと思われま。今後、そこを運営しますYMさんあたりと調整をしていきながら、市民サービスができるような形でのお風呂の運営も進めていきたいと考えておりますので、調整をさせていただきながら金額は設定させていただきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

ということは、指定管理者がありますので、そこらといろいろお話をされて、確かに利用料金の限度額となっております。ということは、800円以内でも入れると、そういうことも当然オープンまでにはされるということですね。いかがですか。

○観光振興課長（荒川真美君）

そのとおりでございます。オープン前には設定させていただきたいと思います。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

次に、醸造体験、1団体当たり150千円、これも限度額だと思いますけれども、団体というのは、2人以上は団体かもしれませんけれども、あんまり一緒に来てもらってもと思いますけど、何名ぐらいまでを、人数的な限度、それは考えてありますか。

○観光振興課長（荒川真美君）

醸造体験につきまして、ちょっと説明させていただきます。

今回つくります醸造体験につきましては、25リットル、60リットル、120リットルという3つのたるを用意して醸造体験ができるような形を取っております。

議員が御指摘のように、2人以上は団体かという御質問かと思いますが、これにつきまし

では1本当たり330ミリリットルでビールを製造する予定です。ですから、25リットルたるで作れば330ミリリットルで約70本、それと、一番大きい120リットルのたるとで作りますと約300本のビールができることになります。ですから、今回うちのほうでこの150千円の設定金額を上げておりますのは、一番マックス、120リットル、300本作成したときの1本単価約500円と計算して150千円を限度としているのが実情でございます。

それと、この醸造体験について1団体と規定しております理由は、一遍に300本できますから、狙いとしては企業さんの創業記念ビールであるとか、古希の祝いのビールであるとか、そういう大量に作っていただくようなところを念頭に120リットルの分で合わせたところで、この150千円という金額を提示させていただいているところでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

今言われたようにリットル数が違うと。こういうことをできれば利用料金の中に、150千円というのは分かりますけれども、20リットルの場合は幾らですよとか、やっぱりそれを見られる方には親切にするべきではないかと思っておりますけれども、それについてはいかがですか。

○観光振興課長（荒川真美君）

議員御指摘のとおり、体験プログラムのPRということでホームページ等を出していきながら、詳細については営業にも関わりますので、出させていただきたいと思っております。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

○8番（高橋信広君）

今お話があったのと若干ダブりますけど、これはあくまで限度額であって、最終的には指定管理者と協議の上、決めるということですよ。この施設というのは、名前は変わっても八女市の健康増進施設に変わりはございませんので、そういった意味では、やっぱり市民と市民以外、市外からの方、ここの差別化、料金の差をつけるべきと私は思っていますが、これについてはどうのお考えか、お聞かせください。

○観光振興課長（荒川真美君）

先ほど入浴に伴う70歳以上というお話をさせていただきましたが、やはり今までやってきたところは地域に根差したところでの観光施設ということでもありますので、今後、指定管理を受けますYMさんあたりと調整する中で、ぜひ市民に役に立つとか、有効とか、気軽に使っていただけるような施設になるように検討を進めさせていただきたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

今までが高齢者の憩いの場になったり、コミュニケーションの場になっていきますので、ぜひともそこを維持しながら、市民の方が今まで以上に活用できるように、ぜひこの料金設定

については市民優先の立場で検討していただくようお願い申し上げます、終わります。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号 八女市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号 八女市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○16番（三角真弓君）

この内容は私がたまたま昨日質問いたしました高齢者福祉計画や第8期の介護保険事業計画等とは全く中身は違った内容になっているんですね。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

今回提出させていただいております過疎地域持続的発展計画につきましては、今回策定しております総合計画のほうに即しておるところでございます。この総合計画にうたわれている個別計画では福祉計画等もうたわれておったと記憶しておりますので、大きな意味においてはこの過疎計画において整合性を図っているものでございますので、そこはある程度一致しているところが多いのではないかと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

このように重層的な計画を立てられるのであれば、単年度ごとにどのようにやっていくのかということで、より急いで進めるべき内容ではないかと思っておりますので、そういうことを要望しておきます。終わります。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号 令和2年度八女市水道事業会計決算剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号 令和2年度八女市下水道事業会計決算剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。
議案第49号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。
本案につきましては委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、
質疑を終結いたします。
本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により予算審査特別委員会を設け、
付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、
審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議
長を除く19人にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は19人とすることに決しました。
正副委員長の互選をお願いいたします。先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に
総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

それでは、先例に従い、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長
とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け審査いただきますようお願いい
たします。

議案第50号 令和3年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といた

します。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号 令和3年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き議案審議を再開いたします。

認定第1号 令和2年度八女市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であり、議案質疑の通告がっておりますので、順次質疑を許します。8番高橋信広議員の質疑を許します。

○8番（高橋信広君）

通告2件出しておりますので、質疑をしたいと思います。

まず、2款1項、6目ふるさと支援寄附業務費ということなんですけど、今年6月ですかね、全国の昨年の実績がランキングで出ております。八女市も大変頑張っていただいております、全国的にふるさと納税の規模というのも最高額6,725億円までいっております。前年比でも137%と非常に高い。そういう中で、全国1位が都城市で135億円、2位が紋別市134億円、3位が根室市で125億円、これがベストスリーで100億円以上いったところなんです。八女市も頑張っていただいて868,144千円と、これも最高額で、特筆するところはやっぱり件数ですよ、これが5万件超えて5万2,413件ということで、今までで一番いい成果を上げていただいたことについては感謝申し上げたいと思います。

今、県内でも10億円のところは9自治体あります。ただ、10万件以上というところは非常に少ないです。4件ぐらいです。八女市としても、私は金額というよりか、やっぱり件数、八女市のファンをいかに増やすかということで、以前から申し上げていますように、ここを何とか10万件以上になるように目標を持っていただければと思っているところです。

さきに資料を頂きましたので、資料に基づいて少し質疑をしたいと思います。ここまでの資料に基づいての実績、それと、今後どういう取組をしていただくのか、これについてお答えいただけますか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

資料でもお示しをさせていただきましたけれども、そして、先ほど議員からも御紹介いただきました。まず、令和2年度の寄附金額につきましてが約868,000千円となりまして、これまでの最高額ということになっております。令和元年度の597,000千円から大きく伸ばし

ているということで、あと、議員からもありましたように、寄附件数におきましてが5万2,413件ということで、こちらもその前の令和元年度よりも1.56倍という伸びを見せているところでございます。

こういったところがこういった要因で増えてきたのかというところを私たちも分析しているところなんですけれども、まずは外的な要因としまして、よく新聞報道でも出ておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大のために外出自粛によって巣籠もり需要というものがあつたのではないかというのが一つ外的要因としては挙げられております。それともう一つは内的要因ということで、私たちがしてきたことということで、まず、返礼品の増加の取組を行ったところです。令和2年度が895品となっております。あと、返礼品協力事業者数の増加、こちらも各事業者さんをお願いをしまして、令和2年度末で78事業者に御協力をいただいております。

一つ大きかったのかなというのは、情報発信の部分でSNSからウェブ広告、そういったものの情報発信の切替えを行っていったところでございます。また、昨年度取り組みましたコロナ感染症対策事業への寄附の受入れ、こういったところにも取り組ませてもらいましたし、災害支援寄附の受入れも行っていたところです。また、この後、質疑でもしていただくと思いますが、ガバメントクラウドファンディングの継続というところにも取組をさせていただいたところでございます。こういったところが複合的に重なって今回の伸びにつながったのかなと思っているところでございます。

引き続き、令和3年度につきましてもこういった事業を展開していきながら、昨年度を上回るような形で取り組んでいけたらと思っているところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

そういう取組の中で、もう一つの資料があると思いますが、どういう品物がお礼の品として人気があつたのか。過去3年間を見てもみると、総体的にですけど、蜂蜜が一番皆さん要望として多かったですね。それから、2位、1位とあんまり変わらんでしょうけど、あまおう、それから、おせち、これが3つの柱なのかなと。

この中で、令和2年度に初めてここに出てきましたけど、フルーツの定期便、この定期便の考え方は以前もちょっとお話しして、前から取組はされていたような気はしますが、こういう形で上がってきました。この辺りは今後増える要素があるのかどうか、この辺りの分析はどうですか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

先ほど資料で提示させていただいております上位10位までの商品を御紹介いただきました

けれども、分類ごとに見てみますと、確かに一番多いのが蜂蜜ですね。今10位まで挙げているのは、各1つの商品の多い順を挙げさせてもらっていますので、蜂蜜にしてもいろんな商品がございます。そういったところで、まず分類ごとに見てみますと、やっぱりそれでも蜂蜜が一番の人気だということが見えています。それから、あまおう。議員が申されたその他果物、これが令和2年度において急激に伸ばしてきたというところがあります。そして、おせち、そして、八女茶と続いてきているところです。

その他果物につきましては、八女市において特徴ある産物ということで、ここは私たちもこれからの取組でも強化をしていかなければいけないのかなと思っています。また、この果物については、特に八女市は季節ごとにおいしいフルーツという形で準備ができるかと思いますので、もちろんこれは協力事業者さんとの打合せが重要になってきますし、そういったところをさらに強化していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

ぜひこういう新たな取組のところをひとつ、マッチングしますので、八女市の季節ごとの果物、そういう意味では非常にやりやすいというか、取組次第ではここは伸びるのかなと思っていますので、ぜひ強化していただければと思います。

それからもう一つ、資料の①－2で使途別というのがございますよね。地場産品発掘・ブランド化事業に対してとか、未来を担う子どもの教育及び少子化対策事業についてと。今7点、一応選択肢がありますけど、他自治体のことをあまり調べてはいませんが、あまり選択肢が多くてもなかなか難しい。やっぱり10前後かなと、イメージ的にはそう思っていますけど、そういう中で、これを見て感じていることが、やっぱり具体的な事業、こういうことがひとつ何か食指が動くというか、例えば、コロナ事業に使うんだとか、それから、子ども、ここは少子化対策というところで少し大きなくくりではあるんですけど、こういうところに行くのかなと。何を言いたいのかといったら、環境保全事業というのがあまりにも大きなくくりになっているので、例えば、八女市は森林の66%の部分で、こういうことでやりたいという事業をここに打ち出すとか、この環境保全のところを二、三つくるとか、優先順位をつけていただいて、より具体的な事業に少し見直していただくと、さらに寄附者の側から見たら寄附しやすいのかなというのを感じておりますが、このことについては何かお考えはありますか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

八女市の使途別の結果、こういったものについてが、議員御指摘のとおり、事前にこのようなことをしますので、これに御賛同くださいという具体的な事業を示して募集をかけてい

るということは行っておりません。

今後どうするかということなんですけれども、多くの自治体でも恐らく八女市のような取組、どうやって公表しているかという、前年度いただいた寄附については、翌年度にこういった事業に使わせていただきましたということで、そこに写真を載せたりとか、そういったもので結果報告ということでお知らせはさせていただいているところです。引き続きこういった形態は、当然、寄附をされた方に対してこういった事業に使われたかということをお知らせすることは非常に大事なことだろうと思っていますので、それと併せて、募集をかけていくときにどんなふうに見せていくのかということについては、引き続き研究をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

あと、もう一つお聞きしたいのは、先ほどクラウドファンディングのことを言及されましたけど、これも令和元年度からスタートして、最初は123件の9,113千円と、去年については84件、4,079千円ということですけど、このクラウドファンディングの今後の在り方というか、傾向、どうなっていくのか。もちろん、これはNPO法人の方々が中心にお願いするような仕組みになっておりますけど、継続的に同じことをずっとやるということには非常に無理があるなと感じています。そういう意味で、ここをうまく毎年毎年安定したものにするためにはどういう形がよろしいんでしょうかね、お考えがありましたら。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

ガバメントクラウドファンディングは、たしか福岡県下でも非常に珍しい取組だと自負をしているところでございます。このクラウドファンディングにつきましても、一番最初は4団体、今年度は3団体で、いずれも重なったNPO団体のほうで御申請いただいている状況であります。取組自体については場所が変わったりとか、事業内容が変わったりとか、そういったところで取り組まれているところです。

その取り組まれている内容についてですけれども、それは音楽、ミニコンサートであったり、一つは町並みの保全というところで活用いただいています。これを今年度もまた行って、募集をこれからかけていきますけれども、NPO団体の方々と私たちも事前にかなり詰めたお話をさせていただいて、写真等もどう載せていくか、例えば、フレーズというか、呼びかけの言葉をどうしていくかというところは詰めてお話をさせていただいております。ここをもう少しまた磨き上げていく必要があるのかなと思っています。

それともう一つは、NPO団体、八女市には30団体ほどございます。ここには直接私たちは、まず、送付案内をさせていただくと同時に、ホームページにも掲載させていただいてお

りますので、今後こういった方々にさらに御活用いただけるように私たちも積極的に呼びかけなり、例えば、相談があったときには丁寧に御説明させていただいて、この事業を活用いただくような形で御紹介させていただいて拡大させていきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

このNPO法人の方々とお話しされる機会、いろいろあるでしょうから、こういうことを紹介しながら、できるだけ継続性が持てるように、ぜひここについては頑張っていただきたいなと思っています。

それから、ちょっと聞き忘れた、大事なことなんですが、今関係人口を創出していこうということで全庁的にも取り組んでいただいて、これは定住対策としてもやっていただくことなんですけど、この関係人口の一つとしては、やっぱりふるさと納税の支援者、いわゆる寄附者の方々は対象と思っています。そういう意味では、今この5万人の方々、こういう人たちに具体的にどういうアプローチをして関係人口としてしっかりとした形ができるのか、こういう研究は必要だろうと思うし、アプローチをかける方法、手段、例えば、これから考えるデジタル化の中で電子上の市民を増やしていこうという政策があれば、そういうところに組み込んでいくとかいうことも一つの策だと思いますが、このふるさと納税の寄附者に対しての、いわゆる関係人口につなげるというところはどういうお考えか、今の段階で結構ですので、お願いします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

今現在取り組んでいること、私もこの寄附者の方々にどう八女市のファンになっていただくか、こういった取組は非常に大事なことでと認識をしておりますので、今現在もかなり力を入れて取り組ませていただいております。その分を少し紹介させていただきたいと思います。

まず、寄附をされるときに、八女市からの情報を欲しいですか、要らないですかということはお聞きするところがございますので、その分で要りますという部分の方にメールマガジンを約6万2,000人の方、寄附実績がある方、こういった方にお礼も込めて、また次の季節の、例えば、果物とか、そういったものも紹介しながら八女市のよさをPRしているところです。これは既に7月に行っておりますので、また機会を捉えて今年度も12月までに数回行っていきたいと考えております。

それからもう一つは、SNSの活用、皆さんよく御存じなのはInstagramであったり、ツイッター、それからフェイスブック、こういったところを活用しながら、こちらもこれま

で約100以上の投稿をさせていただいているところです。

あとは、お礼状の送付、こういったところもさせていただいておりますが、もう一つ、東京のほうに東京福岡県人会という会がございます。こちらのほうが発行されております「東京と福岡」、こういったものに八女市の紹介チラシと、ふるさと納税をお願いしますというチラシをその冊子に同封させていただく。これはやっぱり福岡県出身の方ですので、八女にも関心を持っておられると思いますので、そういった働きかけもさせていただいております。

あわせて、東京八女ふるさと会、約500名以上の会員さんがおられますので、こちらも案内状を送付する際にチラシを同封させていただくという形で、特に関係人口に結びつくような展開をしていきたいと思っています。

これから先なんですけれども、これはまたどういった広がりをしていくのかとか、そういったところは今後研究をしていかないといけないのかなと思っているところです。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

ふるさと納税についても、年々奥深い手法であったり、それから、今の関係人口をつくるというところにつなげるかという課題もありますし、これからますます八女市が、まずはやっぱり数字的には、私は先ほど言いましたように、金額より10万人の方々から寄附をいただくにはどうするかという視点でぜひ頑張っていたきたいと思いますので、昨年までは非常に頑張っていたいただきましたので、さらによろしくお願いしたいということで、これについては終わります。

それから、もう一つ出しているのが2款1項、6目の地方創生移住支援事業なんですけど、これについては、たしか予算のときも聞きましたが、実績がなかったのだと思います。その結果、予算は使われなかったから何のコメントもなかったもので、具体的にどうだったかというのをまずお聞かせいただければと思います。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

議員の御意見どおり、実績はございませんでした。3月にも質問をいただいております、市や県のホームページとか、それぞれの窓口について広報してきたところなんですけれども、結果としてはありませんでしたということでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

結果については分かりましたのでいいんですが、この取組自体が今の流れでいきますと、国のほうがこういう施策を打って東京の23区から来た人に対して2,000千円とか1,000千円とか600千円というのを出す。その受皿として、あればどこでも参加してもらって結構だと。

福岡県の中でもほとんどのところが参加していると。

ただ、具体的に八女市としてどういうアクションを起こすかということは非常に難しいなと思っていますが、これについて以前私は、例えば、山手線の中にテロップであったり、それから、モニターに映すであったり、それから、チラシを貼るとか、そういうこともやらないとなかなか難しいのではないんですかということとは申し上げたことがあるんですが、そこまで本気度、要は本気度の問題で、それと同時に、そこに投資してやれるかという、このせめぎ合いがあって、今のお考えはどういうお考えか、まずお聞かせください。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

いわゆる広告、山手線とかいうのも検討はした経過がございます。2週間で6,000千円と結構な金額がかかりますので、費用対効果を見極めながらしていきたいなということと、あとは受入れ条件を整えることがまず優先ではないかなと考えているところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ということは、当面は、いわゆる予算は取っているけど、まずはそういうお話があれば受皿としてこの予算を計上していくというところにとどまるということで理解したらよろしいんでしょうか。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

県のほうがこの制度を東京圏以外に名古屋圏とか大阪圏とかと制度を拡充してまいった部分がございますので、まずは改めてこの制度を説明していく、周知を図っていくということが必要ではないかと考えているところでございます。それと、転入された方、これが該当する方が漏れることがないようにしていきたいと考えております。

それから、現在は数件御相談をいただいている件がございますので、その方々に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

ここについては、先ほどのふるさと納税絡みの東京八女ふるさと会とか、そういうところとの連動によって少しでも実績が上がればと思っていますので、当初は非常に期待していましたが、なかなか厳しいなという認識は持っております。大変だと思いますが、頑張ってくださいようお願い申し上げて、質疑は終わります。

○議長（角田恵一君）

8番高橋信広議員の質疑を終わります。

続きまして、17番森茂生議員の質疑を許します。

○17番（森 茂生君）

まず第1点目に、預託金についてお尋ねをします。

この中小企業に対する預託金というのは八女市中小企業者及び協同組合等資金融資規則というものに基づいて行われているものと理解しておりますけれども、この規則の中で3条の中に、指定金融機関は預託金と同額以上の自己資金を協調融資しなければならない、同額以上です。恐らく4倍になっているかと思います。

それと、融資の責任ということで10条に、早い話、預託はするけれども、金融機関の責任で全てやってくださいよと、たとえ取れなくても金融機関の責任で、八女市の責任は全くありません、2億円を預託するのみですよということだろうと思います。この考えでよかったかどうか、お尋ねします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

今、議員が言われたとおりの内容になっております。

金融機関が負担する部分につきましては、4倍ではなく3倍になっておりますので、よろしく願いいたします。

○17番（森 茂生君）

3倍ですかね。2億円の預託に対して融資額というのは8億円ですよ。ということは4倍じゃないんですか。ちょっと私が理解できていませんで、こちら辺のところをお願いします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

融資の総額は8億円ということになっています。そのうち2億円が市からの預託金、ですから、残りの6億円が金融機関の負担分ということになりますので、2億円の3倍ということになります。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

分かりました。ちょっと私、計算違いをしておりました。

これは資料を頂いてはいますが、以前私もこの融資委員会の委員をしていましたが、その当時はあまり活用がなされていなくて、もっと利用を高めるべきだということをかかなり言ってきた記憶があります。実際10年ほど前は、新規ですけども、預託額の利用率というのが1割、2割、高いときで約3割程度となっています。ところが、平成28年度は98%、平成29年度は93%、平成30年度は121%、平成31年度は250%、最近急速に増えています。

それと、これを見ますと、平成26年度までは預託金額が225,000千円だったのが平成27年度は2億円に下がっています。そして、平成28年度に170,000千円に下がっています。それから、平成29年度はまた元に戻って2億円、そして、ずっと2億円というのが続いています。これについて、どういう訳でこのような動きになったのかということを説明いただけますか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

御説明させていただきます。

内容的には、1つは預託金の金額が減ってきているというところでございますけど、こちらの預託金額につきましては、八女市融資運営委員会というのを設けさせていただいていますので、そちらのほうに市長から次年度の融資額を幾らにするのかという諮問を出させていただいて、その中で議論していただきます。その際に、今回添付をさせていただいていますけど、現状、それまでの経過、融資の状況、件数、そういった部分をお諮りして決定させていただいて、3枚目の資料になると思いますけど、それによりますと、議員御指摘のとおり、平成27年度までは融資件数が少なかった、その中でどうしていくのかという議論の中で225,000千円が2億円に減ったという状態だったと理解しています。

また、その後、件数なり金額なりが増え始めていますので、その部分につきましては、例えば、こちらの融資窓口が各金融機関になります。実際申し上げますと、その金融機関の担当者の方の会議を年2回、この辺りから始めさせていただきまして制度の熟知等をさせていただいております。ですから、そういう部分を含めると、申込件数、金額が多くなってきて現在の2億円という金額にさせていただいているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○17番（森 茂生君）

努力されてここまで有効利用ができるようになったということだろうと思います。利率が平成27年度まで1.6%、平成28年度が1.55%、平成29年度が1.5%、それ以降が1.4%と下がっています。それで、この利率を下げたためにかなり利用率が高まったとこの数字からは見れるんですけども、やっぱり利率を下げたことによって預託額利用率が100%以上を超したということで理解してよろしいのでしょうか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

確かに、利率を下げることによって融資を受けやすい、使いやすい制度になってきているという部分も借りられる方に対してはなっていると思っております。この利率につきましては、県の制度でありますとか近隣の状況、同様の制度を自治体は持っておりますので、そういったところを勘案しながらさせていただいています。

ただ、利率を下げればいいという問題ではないということだけ御認識をいただきたいと思

います。これは先ほど議員御質疑がありました預託金と、金融機関がそれぞれ資金を出しております。その金融機関が出している資金に対します利率もこの利率になってきますので、そうなってくると、ほかの商品と比べてどうなのか、一方的に低い利率ではどうなのかというところもありますので、その辺は調整を図らせていただきながら利率を決定させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○17番（森 茂生君）

以前はたしか筑後市はちょっと低かったような記憶を持っていましたけれども、近隣の市町村でも1.4%ということなのか、それとも、もっと低い利率のところがあるのか、近隣の状況は分かりますか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

利率につきましては、低いところでは筑後市さんの1.3%というのを聞いております。高いところでいきますと1.5%とか1.6%というところもございますので、その自治体の状況によって若干変わってきている状況でございます。

○17番（森 茂生君）

この利率については非常に微妙な点がありますので、借り入れる側からすれば低いほうがいいわけですので、できれば低いのにこしたことはないという立場ですけれども、ちょっと1つ気になるのが、金融機関は黒塗りで出ていますのでちょっと分かりませんが、恐らくあの金融機関だろうと思いますけれども、ずっとゼロが続いています。全く利用されていない。以前私が、当時、10年近く前もほとんど利用されていなかったような気がしますけれども、この金融機関、最近ずっとやっぱり全く利用がないということなんでしょうか、お尋ねします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

貸出実績につきましては、確かにその金融機関については近年ございません。ただ、この制度内容が、1つは中小企業者に対します融資と、もう一つ、協同組合等融資という部分もございますので、広く市内の金融機関の方に御協力いただくということで御理解いただいて、ただ、預託金額2億円の分配の話がございますので、そこは均等割なり実績割にさせていただいているような状況ですので、よろしくお願いいたします。

○17番（森 茂生君）

この規則の14条に、指定金融機関がこの規則に違反したとき、または指定金融の融資実績が預託金額を著しく下回るときは、市が融資のために預託した資金の全部または一部を返還させることができますとなっています。

ですから、私が思いますのに、最近ずっとゼロの状況であれば、均等割の6,667千円、こ

れがその金融機関に行っているかと思います。しかし、これがそっくりそのまま1年間利用されずに放置じゃないんですけれども、利用されていない。これがずっと続いているわけですね。ある意味じゃ、ただ置いているだけの状況です。ですから、こういうのはこの規則に基づいて何らかの対策を取るべきだと私は思うんですよ。今後も全くこの制度の預託金を利用しないというのであれば、当然次の手を私は考えるべきだと思いますけれども、この点いかがお考えでしょうか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

ゼロのところの預託金をなくせということではないと思いますけど、どういう取扱いをしていくのかという考え方の問題になってくると思います。その部分につきましては、現在その預託金の2億円を各金融機関に分配する際に、均等割、それと実績割で分配をさせていただいております。その分配率を変更という部分は考えられるのかなとは思いますが、実際に利用者の方、お金を借りたいという方が、市内にある金融機関で、何でもここは利用できないのかという疑問が出てくる可能性もありますので、全くゼロというのはちょっと考えにくいのかなと考えておりますし、また今後、その預託金の分配につきましては毎年度毎年度見直しをさせていただいておりますので、そういったところで協議をさせていただければと考えているところでございます。

○17番（森 茂生君）

いや、私が申し上げているのは、ここ近年ずっとゼロの状態が続いているからです。時々でも利用されておればそういうことは言いませんけれども、恐らくずっとだろうと思います。

ですから、6,600千円というお金をもっと商工業の発展のために、例えば、先ほど言いますように筑後市並みに下げるとか、そのお金を直接振り向けるというわけにはいかんでしょうけれども、そのお金をもっと有効に活用したほうが私は中小業者のためになると理解をするわけです。借手があればいいんですよ。しかし、ずっとないわけです。ですから、そこら辺のところはぜひ検討していただきたいと思います。

次に行きます。

2つ目の自殺対策予防の観点ですけれども、基本計画の中で、以前、ずっと日本では3万人以上の自殺が出ていました。ということで、国も相当対策に乗り出して、現在は2万人台。2万人台といっても大変な数ですけれども、一生懸命やっているけれども、なかなかやっぱり減らないというのが実情かと思います。

それで、全ての都道府県、市町村は、地域の実情に応じた自殺対策の施策に関する計画を策定することとされていますので、それに基づいて5か年計画が策定されているわけです。

八女市の状況がここに出ていますけれども、平成22年から平成29年、8年間に八女市では137人と基本計画の中で述べてあります。ちょっとぴんとこなかったもので、137人を8で割っ

てみましたところ、年間にしますと17.125人、あくまで理論上ですけれども、毎年17人の方が自殺をされている。こういう問題はなかなか表に出ませんので実感をつかみにくいんですけども、数字としては年間17人の方が自殺されている、こう思うと非常に多いと思います。全国的な数字からしても、平成27年度までは平均以上に自殺をされているのが八女市の現状のようです。

ですから、基本計画までつくられたので、どうして少しでも下げるのか、ここら辺がなかなか見えてこないわけですね。予算の内訳を平成30年度から令和2年度、決算書から拾い上げていただきましたけれども、こころの相談とか、啓発チラシとか、健康相談だとか、ごくごく一般的な部分しか見受けられないんですけれども、自殺対策についてどういう取組をされているのか、この資料だけではちょっと読み取れませんので、説明をお願いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

今回、議員から請求がありました資料は、4款1項、5目の衛生費に関する資料でございます。それで、先ほど議員おっしゃられたような八女市の計画に基づいての施策は多岐にわたってしております。計画書も見ておられるかと思いますが、それぞれの基本施策に基づいて重点施策という全課にまたぐ形で事業をしておりますので、当然この資料のみのことではございません。特に、保健所とか関係機関等の会議の中では、こういった取組の中で自殺者数自体は若干減少傾向になってはいるものの、今のコロナ禍の中でまた新たな傾向も見られてくるということもございますので、できるだけ自殺に至るといふか、考えていくような方を早く見つけてとか、早く相談できるところに相談するとかいうことで、市としてもまずはそれぞれの関係課と会議等を行いまして、どういった施策をするのかと、毎年度毎年度それぞれの業務の中で洗い出して、どんなことをやるということで、年度終わりにはどういったことをやったのかということでやっております。

その中で、昨年度も行いましたけれども、ゲートキーパーと言われる、実際に窓口でとか、いろんな場面でいろんなことに気づいて、つないでいけるような方を養成するということで、昨年はうちの保健師のほうで講習をしてやっていきましたが、少しずつそういった各課の方の気づきにつなげるようなことを行うということでやってきております。予算がこうということでは出てきませんが、それぞれ関係課にそういった職員の育成、それからまた、それぞれの市民の方が、やっぱりなかなか言えないことでもありますので、窓口にそういった関係機関への案内とか、心に引っかかるような形で、そっと手に取れるような体制が非常に有効ということも聞いておりますので、各課の窓口にもそういったチラシなり案内なりを置いて、また、それぞれの関係機関でもしっかりそこをつなげるような体制を取っているとところでございます。

○17番（森 茂生君）

この基本計画の中に不登校の出現率ということで挙げてあります。結構この不登校については話題になっていますけれども、ずっと高い状況が続いています。恐らく自殺等の関係があるから、同じ基本計画の中にこういう表も載せてあるんだろうと思います。

それで、やっぱり一つ一つを潰していく以外、大綱をかけてぱっとよくなるということは普通考えられませんので、それで、この不登校の出現率をわざわざ載せてあるということは、ここに出てきた問題を解消することが結果的には自殺者を少なくする手だてにつながることも理解をしますので、不登校の問題、かなり最近言われますけれども、百二十何人というのはちょっと私もびっくりするように多いんですけれども、自殺との関係で、教育部長でもいいんですけど、そういう観点からもどう解消するのか、お考えをちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

不登校との関連というところでは、多分、ひきこもりといいますか、独りになる、そういう環境になっていくということが一つの大きな要因になるのかなと。どんなすばらしい教育環境にあっても、不登校をなくすということは私は無理だと思っています。10人いれば10人それぞれの原因がありますので、一番大切なのは、いろんな人との出会いの場といいますか、それを設けるということ、独りにしないということですね。これは学校だけではなくて、いろんな場でできると思いますので、そういったことで出会いの場を広げるということ。それともう一つは、やはりそれを乗り越える精神的な力をつけていく、勇者の旅でも言っていましたように、そういういろんなプログラムを通じてでもそういった力をつけていくということがとても大切だろうと思っています。それともう一つは、対策としては、不登校になったとき、その一番最初のときは、大体原因が明らかなんですよね。長くなってくると分からなくなってきました。ですので、その初期の対応というか、これがとても大事じゃないのかなと思っていますところなんです。

○17番（森 茂生君）

ひとつ不登校、ゼロにはならないということですが、私はゼロを目指してやっていただきたいと思います。

もう一点だけお尋ねしますけれども、今度の補正予算で自殺ハイリスク地対策工事費というのが出ています。自殺という文言は普通出てきませんけれども、ここに出てきております。お尋ねしたら、耳納大橋に防犯カメラをつけるんだということのようです。しかし、その前に、朧大橋にも同じ目的で防犯カメラがつけられていると聞いております。

防犯カメラで自殺を減らすことができるのか、ちょっと私は疑問に思っています。どうい

ういきさつで自殺ハイリスク……

○議長（角田恵一君）

森議員、これは補正予算の。

○17番（森 茂生君） 続

いや、補正予算じゃありません。補正予算じゃなしに、耳納大橋の。

○議長（角田恵一君）

決算に伴う分ということでよろしいですね。

○17番（森 茂生君） 続

それも関連して、ひとつお答え願います。

○建設経済部長（山口英二君）

お答えいたします。

今、議員御指摘の市道に架かります橋の件でございますけれども、実は以前から自殺の件数が多いということで、警察ともいろんな協議を行ってきました。当然見守りとか巡回とか警察もやってもらってございましたけれども、なかなか減らないという状況がございましたので、全国の事例を参考にしながら警察と協議した中で、防犯カメラだけじゃないんですよ、基本的にはライトがつくようになっておりますので、欄干といいますか、そこに触った瞬間ライトがつきますので、それで一瞬思いとどまられるという目的もございます。もう一つは、事故と事件、そこら辺の判断も必要になりますので、防犯カメラを設置したといういきさつがございます。

設置した後につきましては、今のところその場所で自殺があったということは聞いておりません。それも含めて、今回また同じ路線になりますけれども、もう一つの橋にもということだと理解しています。

○17番（森 茂生君）

よく理解しました。何の抑止力があるのかなと思っていましたけれども、触った途端に光がつくと。事件も起きております。そういうときの問題も解決に近づくということだろうと思います。よく理解をしました。

以上で質疑を終わります。

○議長（角田恵一君）

17番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、決算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査をすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く19人にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は19人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。正副委員長は予算審査特別委員会の例により、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、各常任委員会を分科会として審査いただきますようお願いいたします。

認定第2号 令和2年度八女市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、決算審査特別委員会に付託いたします。

認定第3号 令和2年度八女市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、決算審査特別委員会へ付託いたします。

日程第2 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

○議長（角田恵一君）

日程第2. 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第98条第1項の検閲、検査権について、決算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、地方自治法第98条第1項の検閲、検査権を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日は休会といたします。

会期日程に従い、6日からは委員会となっておりますので、審査のほどをよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時1分 散会